

みんなで支え合う

国民健康保険



国保で受けられる給付 についてご紹介します

国民健康保険では、病院での医療費負担のほかにも様々な給付があります。今回は、国保で受けられる給付をご紹介します。

● 出産育児一時金

被保険者が出産したときに、出生児一人につき39万円（産科医療補償制度に加入した場合の出産は42万円）が支給されます。出産費用を一時的に立て替えることが難しい場合は、出産した医療機関へ支払う直接支払い制度が利用できます。

● 葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行う人（＝喪主）に5万円が支給されます。

● 高額療養費

1か月の医療費の自己負担額が高額になり、限度額を超えた場合、超えた分を高額療養費として返還します。なお、入院などにより医療費が高額になることが分かっている場合は、事前に

「限度額認定証」の交付を受けることで、医療機関ごとの医療費の負担を限度額までにごとめることができます。

● 療養費

医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具を作ったとき、保険証を持たずに治療を受けたときなど、一時的に医療費を全額負担した場合に、保険負担分（7～9割）の払い戻しを受けられることができます。

● 人間ドック補助

被保険者の健康保持および増進、疾病の予防のため、35歳から74歳までの被保険者が、医療機関などが実施する人間ドックを受けた場合に、その費用の一部を助成しています。

このほかにも、訪問看護ステーションを利用したとき、入院や転院等の移送に費用がかかったときなども給付を受けることができます。詳しくは住民課保険年金担当までお問い合わせください。

◆ 問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ 6571

国民年金 からのお知らせ

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

～ 年末調整、確定申告まで大切に保管を ～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるためには、国民年金保険料を支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、国民年金保険料を平成26年1月1日から9月30日までに納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際にはこの証明書(または領収書)を添付してください。

10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

また、ご家族の国民年金保険料を納付された場合は、納付された方の社会保険料控除の対象

となりますので、年末調整や確定申告の手続きの際ご自身の国民年金保険料の額と合算して申告できます。(その際はご家族分の証明書も添付する必要があります)

「扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。(障害年金や遺族年金は課税されません。)

課税対象となる受給者の方(64歳以下の方は108万円、65歳以上の方は158万円以上)には、毎年11月上旬までに日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、**提出期限までに日本年金機構へ提出してください。**この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収額が決定されます。提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

◆ 問い合わせ先

草津年金事務所 お客様相談室 ☎077-567-1311

控除専用ダイヤル ☎0570-058-555

住民課 保険年金担当 ☎6571

